

香川県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

香川県議会議長 西川昭吾

香川県議会規則第1号

香川県議会議規則の一部を改正する規則

香川県議会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第16条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、<u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第16条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため会議に出席できないときは、その理由を付け議長に届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。